



十倉雅和
とくら まさかず
全国就労支援事業者機構
会長

安全・安心な 社会の構築に向けた 就労支援の一層の強化を

最近の犯罪情勢と再犯防止の重要性

わが国の刑法犯の認知件数は、2002年に285万3739件とピークを記録して以降は一貫して減少し続けたものの、戦後最少となった2021年の56万8104件を底として最近4年連続で増加しており、2025年は77万4142件となった。2002年当時と比べると、趨勢的に犯罪件数は大きく減少しているものの、近年は匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)による犯罪が目立つなど、国民が感じる治安の状況、いわゆる体感治安は、大きく改善したとは言えないのではないか。

わが国の犯罪の特徴は、検挙者に占める再犯者の割合が46・2%(2024年)と高いことである。約3割の再犯者によって全体の約6割もの犯罪が行われていることからわかるように、犯罪や非行のない社会を構築するためには再犯防止が大変重要な社会課題となっている。

2016年に施行された再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、政府は5年ごとに再犯防止推進計画を策定している。2023年に閣議決定された第2次再犯防止推進計画には七つの重点課題が掲げられており、「就労・住居の確保」はその一つ目に位置付けられている。犯罪をした者等が

健全に社会復帰するためには何より経済的自立が不可欠であり、「就労の確保」は再犯防止の要となる施策といえる。

更生保護における民間の協力と支援

わが国の更生保護の歴史は明治時代にさかのぼる。度重なる氾濫によって暴れ天竜とも呼ばれた天竜川の治水に一生を捧げたことで知られる実業家の金原明善らが、1888(明治21)年に設立した静岡県出獄人保護会社がその始まりというのが有力説である。監獄から出所したものの、頼るべき場所や食べていくすべもなかった者が自死したことに心を痛め、そうした境遇に置かれた人々を保護する事業を始めるに思い至った。それ以降、更生保護は国と民間が一体となって取り組んできた経緯があり、保護司の活動なども含め、民間の協力やボランティアなどの支援は海外からも高い評価を受けている。

全国機構の主な活動

犯罪をした者等の自立と社会復帰に協力する目的で、雇用する(またはしようとする)民間事業主は、「協力雇用主」として法務省の保護観察所に登録されており、2024年10月現在で2万5164社に上っている。私が会長を務める全国就労支援事業

者機構(以下、全国機構)は、協力雇用主の全国組織として、全国50カ所で就労支援を行う都府県等就労支援事業者機構(以下、都府県機構)をネットワーク化している。

全国機構では、都府県機構が行っている刑務所出所者や少年院出院者等(以下、就労支援対象者)に対する就労マッチングや、協力雇用主への支援等の事業に対して毎年助成を行っている。また、就労時に身元保証人を確保できない就労支援対象者が雇用主に損害を与えた場合に一定の見舞金を支給する身元保証事業のほか、就労支援対象者が就労確保のために職業訓練を受講する場合に自立に必要な費用を支援する事業なども行っている。

安心・安全な社会の構築に向けた支援のお願い

2009年の全国機構の発足にあたっては、わが国の治安の確保に経済界が協力する趣旨で経団連が中心となって支援した経緯があり、創設以来、歴代の経団連名誉会長が会長を務めている。

これまで多くの経団連会員企業に全国機構の正会員としてご支援いただいていたが、近年はコロナ禍の影響などもあり、会員数が減少して厳しい事業運営を余儀なくされている。こうした折、2026年1月の経

団連幹事に平口洋法務大臣が来席され、就労支援は再犯防止の中核的な取り組みであることを強調されたうえで、全国機構の活動への一層の支援を要請された。これに対し、筒井義信経団連会長は「全国機構の取り組みは、安全・安心な社会をつくるうえで大きな意義があると考えており、経済界として積極的に貢献していくことが不可欠である」との考え方を披歴し、経団連会員企業に一層の支援を呼びかけられた。

「なぜ被害者ではなく、加害者への支援を経済界が行うのか」という問題意識を持たれる向きもあるかと思われる。しかし、先述の通り、犯罪をした者等の経済的自立と健全な社会復帰を支援することは、再犯の防止・抑制、すなわち新たな被害者も加害者も生まないことにつながり、安全で安心な社会の構築に大きく寄与するとともに、SDGs(持続可能な開発目標)に掲げられている「誰一人取り残さない」社会づくりに貢献する。

個別企業が犯罪をした者等を直接雇用するにはいろいろと難しい面もある。当機構の活動について経団連会員各位の一層のご理解をいただき、会員としてわが国の就労支援をお支えいただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

(注1) 認知件数…殺人・窃盗・詐欺など刑法等に規定された罪について、警察が「犯罪が発生した」と把握認知した件数

(注2) 匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)…SNSなどを利用して犯罪の実行犯を募集し、特殊詐欺や強盗などの様々な犯罪を広域的に行う集団

(注3) 1948年から2006年9月30日までの間に裁判が確定したものであって、刑法上の過失犯および危険運転致死傷罪ならびに特別法上の道路交通に係る犯罪の犯歴を除いたものから、初犯者・再犯者の区別をしない犯歴100万人の調査結果による(平成19年版犯罪白書)

(注4) 更生保護…犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることを目指す活動

○本件連絡先

認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館3階

Tel : 03(3225)0545(代)

URL : <https://www.sien-sha-kiko.net/>

E-mail : jigyosya@sien-sha-kiko.net

